

西海市農業委員会規則第1号

西海市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、西海市農業委員会の農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の選任の手續等について、法令に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(推薦及び募集)

第2条 推進委員は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第19条の規定に基づき、個人からの推薦（以下「個人推薦」という。）及び団体等からの推薦（以下「団体推薦」という。）並びに募集により選任するものとする。

2 法第19条の規定に基づき、推進委員として選任する各担当区域と定数は、別表のとおりとする。

(推薦を受ける者及び応募する者の資格)

第3条 推進委員として、推薦を受ける者及び応募する者（以下「推進委員候補者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者で、担当する区域内の農地等の利用の最適化の推進のための活動ができる者
- (2) 次の各号のいずれにも該当しない者
 - ア 破産手續開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 西海市暴力団排除条例（平成24年西海市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者

(推薦及び応募の方法)

第4条 推進委員の推薦にあたっては、次の手續を経るものとする。

(1) 個人推薦 個人3名以上が連署し、その代表者が西海市農業委員会農地利用最適化推進委員推薦書(個人推薦)(様式第1号)を農業委員会に提出するものとする。

(2) 団体推薦 当該団体及び組織の代表者が西海市農業委員会農地利用最適化推進委員推薦書(団体推薦)(様式第2号)を農業委員会に提出するものとする。

2 推進委員に応募する者は、西海市農業委員会農地利用最適化推進委員応募届出書(様式第3号)を農業委員会に提出するものとする。

(推薦及び募集期間)

第5条 推薦の求め及び募集の期間は、おおむね1か月間とし、その時期は別途農業委員会が定めるものとする。

(推薦及び募集の周知)

第6条 推進委員の推薦及び募集にあたっては、次の各号により、周知に努めるものとする。

(1) 市掲示場における掲示

(2) 広報紙への掲載

(3) 西海市ホームページへの掲載

(4) その他

(公表)

第7条 法第19条第2項の規定による公表は、区域ごとに市のホームページ等により、当該推薦及び募集期間の中間並びに期間終了後、遅滞なく公表するものとする。

2 公表事項は、推薦書及び応募届出書に記載された内容とする。ただし、住所、本籍、生年月日、連絡先を除くものとする。

3 前項のほか、推進委員候補者の数を公表するものとする。

(推進委員候補者の資格の確認)

第8条 農業委員会は、第3条に規定する推進委員候補者の資格について、必要に応じて、関係機関への照会その他調査を行うものとする。

(推進委員候補者の評価)

第9条 農業委員会は、推進委員候補者の評価を行うものとする。なお、必要に応じて農業委員会は、西海市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員候補者評価委員会に意見を求めるものとする。

(推進委員の委嘱)

第10条 農業委員会は、推進委員候補者の中から推進委員を選定し、委嘱するものとする。

(推進委員の補充)

第11条 推進委員について、罷免、失職及び辞任等により欠員が生じた場合は、この規則に定める手続に基づき、速やかに推進委員の補充を行うものとする。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は農業委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。